

議案第 134 号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

記

- 1 相 手 方 津市栄町 2 丁目 341 番地
 株式会社トヨタレンタリース三重
 リース事業部 部長代理 小 菅 健 嗣
- 2 損害賠償の額 1,355,200 円
- 3 概 要
 市は相手方に対し、車両全損によるリース契約の中途解約に伴う規定損害金として 1,355,200 円を相手方指定の口座に支払う。
- 4 事 由
 令和 7 年 9 月 30 日午後 4 時 45 分頃、松阪市役所庁舎裏公用車駐車場において、職員が運転する公用車（リース車両）が建物支柱に接触し車両を全損させた事故。